

②退職手当（平成29年4月1日現在）

区 分	小金井市		東京都	
	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	23.50月分	23.50月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	31.50月分	31.50月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	45.00月分	45.00月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	45.00月分	45.00月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	3,378千円	19,734千円	2,410千円	22,616千円

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です

③地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績 (平成28年度決算)	1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	支給 対象地域	支給率	支給対象 職員数	国の制度 (支給率)
324,551千円	497,015円	小金井市	15%	653人	15%

④時間外勤務手当

	支給実績	1人当たり平均支給年額
平成27年度決算	261,859千円	469千円
平成28年度決算	247,262千円	441千円

⑤その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容および 支給単価	国の 制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成28年 度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1)配偶者10,000円(課長級は8,000円) (2)子7,500円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合11,500円) (3)配偶者がいない子10,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500円) (4)父母等6,000円	異なる	支給対象者、支給単価 【国】 (1)配偶者13,000円(欠配一子11,000円) (2)配偶者以外の扶養親族 6,500円(配偶者がいない場合の扶養親族1人は11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算5,000円	44,838千円	182,268円
給料の特別調整額(管理職手当)	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して72,800～85,100円	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 46,300～146,400円	56,089千円	837,149円
住居手当	管理職者を除く35歳未満賃貸世帯主等15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 借家・借間 支給限度額27,000円	16,407千円	153,336円
通勤手当	交通機関利用者運賃相当額 交通用具使用者通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具使用者の支給額 【国】 2,000～31,600円	47,812千円	92,301円

(4)特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

①給料・報酬

区 分	給料月額等
給 料	市 長 868,500円(965,000円)
	副市長 783,750円(825,000円)
	教育長 726,750円(765,000円)
報 酬	議 長 575,000円
	副議長 520,000円
	議 員 490,000円

③退職手当

区 分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市 長	給料月額×(在職年数×3.5)	13,510,000円	任期ごと
副市長	給料月額×(在職年数×3.0)	9,900,000円	
教育長	給料月額×(在職年数×2.5)	5,737,500円	

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の減額前の給料月額および支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です
※市長・副市長・教育長については、給料の減額を実施しており、()内は減額前の支給月額です
※平成27年10月1日より、教育長は一般職から特別職に位置付けられています

②期末手当

市長、副市長、教育長	議長、副議長、議員
3.95月分(平成28年度支給割合)	3.95月分(平成28年度支給割合)

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間、休憩時間の概要

(本庁舎、第二庁舎勤務職員の一般的な例)

8 : 30	休憩時間	17 : 15
12 : 00 13 : 00		

(2)休暇制度の概要

休暇制度の種類は、年次有給休暇、公民権の行使、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、産前および産後の休養、病気休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、骨髄液提供等休暇、結婚休暇、忌引、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間があります。

(3)主な休暇の取得状況

年次有給休暇 平均取得日数	年次有給休暇 取得率
12.8日	34.3%

※平成28年1月～12月の期間を対象としています

5 職員の休業の状況

育児休業取得者数	部分休業取得者数
28人	7人

※平成28年度に新たに取得した職員数です

6 職員の分限処分および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況（平成28年度）

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由のある場合に、職員の意に反して行う処分です。

処分者数(延べ人数)			
降 任	免 職	休 職	合 計
0人	0人	60人	60人

※同一職員の再処分の場合も含まれます

(2)懲戒処分の状況（平成28年度）

懲戒処分とは、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反、職務上の義務の違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに行う処分です。

処分者数				
戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0人	0人	0人	0人	0人

7 職員の服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。」と規定しています。職員が守るべき義務は、次のとおりです。(人)

区 分	法令等および上司の職務上の命令に従う義務	信用失墜行為の禁止	秘密を守る義務	職務に専念する義務	政治的行為の制限	争議行為等の禁止	営利企業等の従事制限
違反者数(平成28年度)	0	1	3	1	0	0	1

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理を行うこととされています。本市においては、職員の退職管理に関する条例および退職管理に関する規則を制定し、元職員による働きかけの規制等、適正な退職管理の取り組みを行っています。

9 職員研修の実施状況（平成28年度）

区 分	研修内容等	受講者数 (延べ人数)	
独自研修	職層別研修	新任職員研修、現任研修、主任職研修等	322
	実務研修	文書実務研修、経理実務研修	96
	その他	上級救命講習、メンタルヘルス研修、人権研修等	530
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修、法務研修、情報処理研修、実務研修等	347
	その他	自治大学校、第3ブロック合同研修	14

10 職員の福祉および利益保護の状況

(1)福利厚生事業について

①福利厚生事業の概要

区 分	主な事業内容	
共済制度	東京都市町村職員共済組合	保健給付、年金、福祉事業等
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	公務災害、通勤災害等
安全衛生管理	職員健康診断、職員健康相談	定期健康診断、産業医による健康相談等
	安全管理、職場衛生	職場巡視等
互助制度	小金井市職員互助会	カフェテリアプラン事業、各種福利厚生サービスの割引提供(外部委託)、慶弔金の給付等

②公務災害等の発生状況（平成28年度）

区 分	発生件数
公務災害	4件
通勤災害	1件

③職員互助会の状況（平成28年度）

会費収入額	市交付金額	公費負担率
9,814,000円	8,832,600円	1 : 0.9

※金額は、交付決定時点のものです

(2)利益の保護の状況

①勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置が取られるべきことを要求をすることができます。平成28年度の継続件数、措置要求件数、完結件数、繰越件数はいずれも0件でした。

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。平成28年度の継続件数、申し立て件数、完結件数、繰越件数はいずれも0件でした。

11 職員の競争試験および選考の状況

(1)採用試験実施状況（平成28年度）

(人)

区分	職 種	応募者	受験者	合格者
上級職	一般事務	390	333	17
	建築技術	12	9	3
	土木技術	21	19	5
	精神保健福祉士および社会福祉士	21	20	3
	保健師	8	7	1
中級職	一般事務(身体に障がいのある方対象)	1	1	0
	栄養士	19	18	1

(注)平成29年4月採用分

(2)昇任試験実施状況（平成28年度）

(人)

区分	受験申込者			申込率			合格者		
	男	女	合計	男	女	全体	男	女	合計
係長職・専任主査職	20	1	21	30.3%	2.8%	20.6%	5	0	5
主任職	45	20	65	66.2%	16.7%	34.6%	7	3	10
統括技能長職	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0
技能長職・専任技能主査職	4	2	6	30.8%	33.3%	31.6%	0	0	0
技能主任職	4	1	5	36.4%	16.7%	23.5%	1	0	1
合 計	73	24	97	45.6%	14.2%	29.5%	13	3	16